

性 能 保 証 書

令和5年9月30日

発注者 : 港北ニュータウンメンテナンスのき台団地 管理組合 殿

1. 保証の対象

- 1) 工事名 : 港北ニュータウンメンテナンスのき台団地管理組合 排水管修繕工事
- 2) 工事場所 : 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎南4-12
- 3) 工事内容 : 下記の部位による
 - ①排水管更生工事(マルライナー工法)
 - ②排水横枝管更新工事
 - ③上記の工事に付帯する建築工事
- 4) 工事期間 : (自) 令和5年8月28日 (至) 令和5年9月29日

2. 保証の内容

1) 排水管更生工事(マルライナー工法)

マルライナー工法にて実施した部位について、施工不良による「漏水」
ライニング膜剥離による「閉塞」が生じた場合。

※令和5年9月29日～令和25年9月28日までの期間は【20年】

部分補修による原因の除去と復旧を行う。

※研磨・塗布をした接合部側に残置された鉄製横枝管を含む。詳細はその他竣工図書、報告書①に記載。

※適正なライニング施工による管内内径の縮小は除く。

※横管内の詰まりが発生した場合は有償対応になります。

2) 排水横枝管更新工事

※令和5年9月29日～令和15年9月28日までの期間は【10年】部分補修による原因の除去と復旧を行う。

※14、15号棟の未施工部分横枝管に関しては【10年】の補償期間とする。

詳細はその他竣工図書、報告書④に記載。

※便器接続管(アキレスジョイント)は排水横枝管とみなし【10年】の補償対象とする。

3) 上記の工事に付帯する建築工事

※令和5年9月29日～令和6年9月28日までの期間は【1年】部分補修による原因の除去と復旧を行う。

※10号棟の一部該当住戸に関しては【2年】の補償期間とする。詳細はその他竣工図書、報告書①に記載。

3. 免責事項 : 下記の各項に該当する場合は、保証の適用を除外する。

- 1) 地震などの自然災害及び火災により生じた場合。
- 2) 排水管清掃時に適切な清掃用具(ビニル被膜ワイヤーノズル等)を使用しなかったためにライニング膜を損傷し漏水、閉塞などの事故が生じた場合。
- 3) 誤った使用、利用上の不注意及び不適当な管理による場合。
- 4) 保証書発行者以外の者が改造などの行為を行いライニング膜の切断、穿孔、破碎、剥離により漏水、閉塞などの事故が生じた場合。

神奈川県平塚市四之宮 7-1-27

発行者: 株式会社マルナカ

代表取締役 中尾慧理夫

